

副本

令和2年(ワ)第29号、第172号、第197号、第348号、第509号、令和3年(ワ)第254号、第263号、令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 松本紀代ほか30名

被告 国ほか2名


第11準備書面

令和7年7月11日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告国指定代理人

- 絹川 宥 
- 和田 佳 
- 藤戸 隆 
- 安藤 汐 
- 小井出 博 
- 宮武 光 
- 小川 幸枝 
- 根來 海輝 
- 松山 芳士 

青	木	研	
大	野	善	広 
大	山	敏	幸 
長	尾	孝	裕 
酒	巻	政	夫 
三	國	宣	仁 
原	田	隆	史 
猪	熊	敬	三 

被告国は、本準備書面において、令和7年5月7日付け原告ら準備書面28（以下「原告ら準備書面28」という。）に対し、必要と認める範囲で反論及び主張の補充をする。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

## 第1 被告国に大規模洪水に対応した放流操作に係る義務違反がないこと

### 1 原告らの主張の要旨

原告らは、両ダム所長は、四国地方整備局長に対して異常洪水時防災操作の申請をした各時点<sup>1</sup>で、平成8年変更後の操作規則に基づいて放流操作をした場合には異常洪水時防災操作を回避できないことや気象庁が呼びかけているような大規模洪水が肱川流域に生じた場合には流域住民の生命・財産が極めて危険な状態になることを予想することができ、また、同操作規則は大規模洪水対策としては適切な内容でないことを承知していたのであるから、四国地方整備局と協議して、一定率一定量放流方式である旧操作規則を適用した放流操作か、同方式を採用しているダムの操作規則に倣った放流操作をすべきであった旨主張する（原告ら準備書面28第1の2及び3・2及び3ページ）。

### 2 被告国の反論

#### (1) 両ダム所長は原告らが主張する放流操作を行う権限を有していないこと

そもそも、両ダム所長に原告らが主張する旧操作規則を適用するなどした放流操作をする職務上の法的義務がないことは、被告国第2準備書面第3の2（22ないし27ページ）、被告国第3準備書面第3の1(2)ア（31及び32ページ）、被告国第4準備書面第2の1（12ないし15ページ）及び被告国第8準備書面第2の2（8ないし18ページ）で述べたとおりである。

---

<sup>1</sup> 野村ダム管理所長が四国地方整備局長に対して異常洪水時防災操作を申請したのは、平成30年7月6日午後4時10分頃、山鳥坂ダム工事事務所長がこの申請をしたのは同日午後4時頃（乙A81号証）及び同月7日午前2時30分頃である。

ダムの操作規則は、関係行政機関の長との協議や関係都道府県知事等の意見聴取などの法定の手続を経た上で制定・変更されるものであり（河川法14条、特ダム法31条）、ダムの管理者である河川管理者は、かかる手続を経て制定・変更された操作規則に従い操作を行うことを義務付けられていると解されていることからすれば（乙A19号証・76ページ）、河川管理者の下で実際にダムの操作に当たるダム所長も、定められた操作規則に従い操作を行うことが義務付けられているというべきである。そのため、両ダム所長は、原告が主張するような平成8年変更後の操作規則を逸脱した放流操作を行う権限をそもそも有していない。

また、上記の法令の定め等を踏まえると、両ダムの管理者である四国地方整備局長も、操作規則に従いダムの操作を行うことを義務付けられているのであるから、操作規則を逸脱した放流操作を両ダム所長に指示する権限を有していないというべきであって、両ダム所長が四国地方整備局長と協議を行ったとしても、操作規則を逸脱した放流操作が可能となるものではない。

したがって、平成8年変更後の操作規則を逸脱した放流操作を行うことが可能であることを前提とする原告らの主張には、およそ理由がない。

**(2) 異常洪水時防災操作についての予測の可否は両ダム所長の放流操作に係る職務上の法的義務を基礎づける事情にはならないこと**

上記のとおり、原告らは、平成8年変更後の操作規則に基づいて放流操作をした場合に異常洪水時防災操作を回避できないと予想できたことを原告らが主張する方法による放流操作をすべき両ダム所長の職務上の法的義務を基礎づける事情として主張する。

しかし、被告第3準備書面第3の1(2)イ(32及び33ページ)のとおり、異常洪水時防災操作を回避することがダムの操作の目的とされているものではなく、仮に異常洪水時防災操作を回避できないことが予想されたとしても、そのことが放流操作に係る両ダム所長の職務上の法的義務を基礎づける事情

となるものではない。

**(3) 気象予測は両ダム所長の放流操作に係る職務上の法的義務を基礎づける事情にはならないこと**

上記のとおり、原告らは、気象庁が呼びかけているような大規模洪水が肱川流域に生じた場合には、流域住民の生命・財産が極めて危険な状態になると予想できたことを原告らが主張する方法による放流操作をすべき両ダム所長の職務上の法的義務を基礎づける事情として主張する。

しかし、現在の気象予測における予測値と実績には大きなかい離が生じかねず、気象予測による予測結果が、両ダム所長において平成8年変更後の操作規則を逸脱して原告らが主張する放流操作を行うべき職務上の法的義務を基礎づける事情とはならないことは、被告第4準備書面第2の1(2)ないし(4)(13ないし15ページ)で述べたとおりである。

**第2 原告らが主張する放流操作は、その結果について検討する基礎を欠くほか、実質的にも不相当な結果を招きかねないものであること**

**1 原告らが主張する放流操作がその結果について検討する基礎を欠くこと**

原告らは、原告らの主張する放流操作を行えば、異常洪水時防災操作を回避して、流域住民の生命・財産が危険にさらされることはなかった旨主張するとともに、旧操作規則によっても異常洪水時防災操作を回避できなかったとする被告国の資料が、事前放流によって増量された洪水調節容量を計算に入れていない旨指摘する(原告ら準備書面28第1の4・3ページ)。

しかし、本件では、両ダム所長が、飽くまで平成8年変更後の操作規則に従った放流操作をすることを前提として、事前放流の必要性を検討した上で、利水者との協議を経るなどして、事前放流を開始するに至ったものであり、この前提に立たない場合において、当然に本件と同様の事前放流を行ったということとはできない。

原告らが指摘する被告国の資料とは、「旧操作規則に基づいて野村ダム・鹿野川ダムを操作した場合のシミュレーション結果」(甲A11号証・218ページ)であると解されるどころ、ここでは、「本シミュレーションは、野村ダムの洪水調整容量を350万 $m^3$ 、鹿野川ダムの洪水調節容量を1,650万 $m^3$ として実施している。」との記載のとおり、両ダムにおいて実施された事前放流は考慮されていない。しかし、平成8年変更後の操作規則に従った放流操作をすることを前提としない場合において当然に本件と同様の事前放流を行ったといえないことは上記のとおりであるから、原告らの主張する事前放流によって増量された洪水調整容量を計算に入れた上での異常洪水時防災操作の回避の可否については、そもそも検討する基礎を欠くというべきである。

原告らの上記主張は、平成8年変更後の操作規則に従わずに原告らの主張する放流操作を行えば異常洪水時防災操作を回避することができたとしながら、同操作規則に従った放流操作を行うという前提の下で行われた事前放流を所与の前提としている点で誤りというほかない。

## 2 原告らが主張する放流操作が実質的にも不相当な結果を招きかねないものであること

原告らの主張する「再度の事前放流」や「急激な放流を避けるための操作」が本件降雨当時の状況において不相当な操作であることは、被告国第8準備書面第2の2(3)(11ないし14ページ)で述べたとおりであるところ、原告らが原告ら準備書面28において主張する放流操作も、同様に不相当な操作というべきである。

すなわち、堤防未整備地区であり東大洲地区に次ぐ氾濫面積を有する菅田地区における、家屋の浸水被害を生じさせない無害流量に対応する各ダム地点の流量は、野村ダム地点において、流域面積比では毎秒310立方メートル、ピーク流量比では全洪水平平均が毎秒380立方メートル、小田川型洪水平平均が毎秒340立方メートルであり、鹿野川ダム地点においては、流域面積比では毎

秒850立方メートル、ピーク流量比では全洪水平平均が每秒930立方メートル、小田川型洪水平平均が每秒660立方メートルである（本件報告書（乙A66号証）・5-9ページ）。そして、野村ダムにおいて事前放流が事実上終了し洪水調節に移行した平成30年7月6日午後10時頃の野村ダムへの流入量は每秒約320立方メートルに迫り（甲A9号証）、また、鹿野川ダムが異常洪水時防災操作の申請をした同月7日午前2時30分頃の鹿野川ダムへの流入量は每秒600立方メートルを超えており（乙A29号証の2）、両ダムへの流入量がなおも増加傾向にあった。このような状況で、両ダムにおいて、原告らが主張するような旧操作規則やこれに類する一定率一定量放流方式による放流操作を行えば、必然的に菅田地区の家屋浸水被害を発生させることとなる。そして、このような放流操作を行った後に、気象予測において予測された降雨量に至らず、操作規則に定められた操作を行っていれば浸水被害は生じなかったということとなれば、そのような操作が社会的に理解を得られるとは考え難い。

そもそも、被告国は、「中小洪水時には調節効果を発揮し、大洪水にも悪影響を及ぼさない」洪水調節方式として、上下流痛み分けの操作ルールを検討し（本件報告書（乙A66号証）・7-2ページ）、被告国第5準備書面第2（11ないし32ページ）で述べたとおりの検討を経て、上下流痛み分けルール②を採用すべき新たな操作ルールとして取りまとめ、平成8年に野村ダム及び鹿野川ダムの操作規則を変更するに至ったのである。

それにもかかわらず、精度に限界がある気象予測を根拠として、上記のとおり菅田地区での浸水被害の発生に直結し、ひいては、本件報告書において洪水防御地区とされた市街地である東大洲地区にも被害をもたらしかねない一定率一定量放流方式に切り替えることは、「中小洪水時には調節効果を発揮し、大洪水にも悪影響を及ぼさない」操作ルールである平成8年変更後の操作規則の意義を損なうものであるから、このような放流操作を行い、その結果上記地区に同操作規則に従えば避けられたはずの浸水被害を発生させた場合、社会的理解

を得ることはなおさら困難である。

原告らが主張する放流操作は、上記のとおり、平成8年に操作規則を変更するに至るまでの経過を無視し、実質的にも不相当な結果を招きかねないものであって、本件降雨の降雨状況が事後的・客観的に明らかとなった現時点における結果論というほかない。

### 第3 結語

以上のとおりであるから、被告国には、大規模洪水に対応した放流操作に係る義務違反は認められない。

以上